

東久留米市下水道事業

経営戦略

— 2021 —

令和3年2月

東久留米市

目次

第1章 策定の趣旨	1
1-1 策定の経緯.....	1
1-2 位置づけ.....	1
1-3 計画期間.....	1
第2章 事業の概要	2
2-1 事業の現況.....	2
2-2 下水道使用料.....	4
2-3 組織.....	4
2-4 民間活力の活用等.....	5
2-4-1 民間活用の状況.....	5
2-4-2 資産活用の状況.....	5
第3章 将来の事業環境	6
3-1 各人口.....	6
3-2 有収水量.....	7
3-3 下水道使用料収入.....	7
第4章 経営における現状と課題	8
4-1 施策における現状と課題.....	8
4-1-1 現状(取組状況).....	8
4-1-2 課題.....	11
4-2 経営指標の現状と課題.....	12
第5章 経営基本方針	14
5-1 経営基本方針.....	14
5-2 取組方針.....	15
5-2-1 汚水処理システムの最適化.....	15
5-2-2 防災・減災の推進.....	15
5-2-3 下水道の活用における付加価値向上.....	16
5-2-4 マネジメントサイクルの確立.....	16
5-3 数値目標.....	17
第6章 投資計画・財政計画	18
6-1 投資計画.....	18
6-1-1 収益的支出.....	18
6-1-2 資本的支出.....	19
6-2 財政計画.....	20
6-2-1 収益的収入.....	20

6-2-2	資本的収入.....	22
6-3	経営状況の見通し.....	23
第7章	今後の考え方・検討状況.....	27
7-1	投資.....	27
7-2	財源.....	27
7-3	投資以外の経費.....	27
第8章	進行管理.....	28
8-1	進捗管理と事後検証.....	28
第9章	用語説明.....	29

第1章 策定の趣旨

1-1 策定の経緯

本市の下水道事業は、昭和 39 年の事業着手以来整備が進められ、汚水処理人口普及率は 100% を達成しています。下水道事業においては、整備促進から管理運営の時代となり、今後も引き続き下水道サービスの充実、維持を図っていく必要があります。

下水道事業は、地方公営企業として、独立した経営が求められており、都市の経済活動や快適な市民生活等を支える下水道サービスの持続的、安定的な提供のためには、安定した下水道経営の実現が不可欠となります。本市の下水道事業においては、整備されたストックの管理費用や改築更新投資等が必要であることや将来的な人口減少による使用料収入の減少等が見込まれていることから、下水道経営の効率化・健全化に取り組んでいく必要があります。

東久留米市公共下水道事業は、令和 2 年 4 月より地方公営企業法の財務規定等を適用しました。

国（総務省）では、公営企業が将来にわたって市民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）や「「経営戦略」の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号、総財第 2 号、総財準第 4 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）等を通じて、各地方公共団体に令和 2 年度までの「経営戦略」策定を要請しています。なお、経営戦略の策定にあたっては、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付け総財公第 45 号、総財第 34 号、総財準第 52 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、準公営企業室長通知）において、経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアル及び、経営戦略ひな形様式が公表されており、検討する項目や掲載される内容についてはこれらに基づき作成しています。

本市では、下水道事業の財政と経営状況を踏まえ、投資計画と財政計画の収支が均衡する健全な事業経営の実現を目指し、「東久留米市下水道事業経営戦略」を策定しました。

1-2 位置づけ

今後の本市の下水道事業の経営の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とします。なお、本経営戦略は、「東久留米市公共下水道プラン（令和 3 年度～令和 12 年度）」に掲げる施策目標の実現のため、同プランの施策と整合を図ったものです。

1-3 計画期間

計画期間は 10 年間（令和 3 年度から令和 12 年度）とします。

第2章 事業の概要

2-1 事業の現況

(1) 施設及び設備の状況

本市の施設及び設備の整備状況を以下に示します。

表 2-1 施設及び設備の状況(汚水事業)

区分	項目	実績値
面積	全体計画面積	1,292ha
	整備区域面積	1,292ha(整備率 100%)
人口	行政人口	116,807 人
	処理区域内人口	116,807 人(人口普及率 100%)
施設	管渠	管径: ϕ 200mm \sim ϕ 1500mm 総延長: 約 297.4Km
	ポンプ場 (下谷ポンプ場)	敷地面積: 1,730m ² 集水面積: 152ha 排水能力: 44,640m ³ /日(ポンプ 5 基)
	マンホールポンプ	21 箇所

注1. 面積は都市計画面積による表示

注2. 人口は、令和2年4月1日現在 (外国人を含む)

注3. 管渠総延長は令和元年度値

表 2-2 施設及び設備の状況(雨水事業)

区分	項目	実績値
面積	全体計画面積	1,292 ha
	事業計画面積	588 ha (全体計画に対する事業計画取得率 45.5%)
	整備区域面積	179 ha (全体計画に対する整備率 13.9%) (事業計画に対する整備率 30.4%)
施設	管渠	管径: U240mm \sim ϕ 2,800mm 総延長: 約 49.5Km
	流出抑制施設	5箇所 (内訳) ・白山調整池 貯留容量: 22,000m ³ ・柳窪雨水調整池 貯留容量: 2,900m ³ ・本町雨水調整池(駅西口地区) 貯留容量: 7,500m ³ ・東口雨水調整池(駅東口地区) 貯留容量: 300m ³ ・東口第二雨水調整池(駅東口地区) 貯留容量: 2,500m ³
	マンホールポンプ	2箇所

注1. 面積は都市計画面積による表示

注2. 整備面積は令和元年度現在

注3. 管渠総延長は令和元年度値

(2) 供用開始年度(供用開始後年数)

本市の下水道事業は、昭和 39 年度に滝山団地の土地区画整理事業とともに始まり、昭和 39 年 11 月に下水道事業の認可を取得し、昭和 43 年 6 月 1 日に施設の一部を供用開始するなど、整備を進めてきました。現在、一番古い施設については、供用開始後 52 年が経過しています。

(3) 法適・非適の区分

令和 2 年度より地方公営企業法の財務規定等を適用しています。

(4) 処理区域内人口密度

本市の下水道処理区域内人口密度は、令和 2 年 4 月 1 日現在、90 人/ha（＝処理区域内人口 116,807 人／処理区域面積 1,292ha）となっています。

表 2-3 処理区域内人口密度

事業	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口密度
下水道	1,292ha	116,807 人	90 人/ha

※数量は、令和 2 年 4 月 1 日時点のものです。

(5) 処理区数・処理場数・流域下水道等への接続の有無

本市の下水道事業は、東京都が管理する荒川右岸東京流域下水道（荒川右岸処理区）に属しており、流域関連公共下水道として事業を行っています。

表 2-4 処理区数・処理場数

事業	処理区数	処理場数
下水道	1 処理区	無し

(6) 広域化・共同化・最適化実施状況

本市の汚水事業は、流域関連公共下水道として整備されており、荒川右岸東京流域下水道に属する東村山市・東大和市・清瀬市・西東京市の大部分、武蔵野市・小金井市・小平市・武蔵村山市の一部の汚水とともに、東京都の清瀬水再生センターで処理されるなど、既に広域処理が行われています。また、黒目川・落合川流域の一部の区域については、「黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会」に参画し、周辺都市（小平市、東村山市）及び東京都と連携した流域関連公共下水道として整備を実施しています。

2-2 下水道使用料

本市の下水道使用料は、表 2-5 に示すとおり汚水排除量に応じて決められています。

現在の料金体系は、汚水排出量が 10m³までを基本料金と定めた従量制と、10m³を超える汚水排除量に対する累進制を採用しています。

表 2-5 下水道使用料 単価表

汚水の種類	排出量(1ヶ月)	使用料(単位:円・税抜)
一般汚水	0 ~ 10 m ³	690
	11 ~ 20 m ³	1m ³ につき 125
	21 ~ 50 m ³	1m ³ につき 162
	51 ~ 100 m ³	1m ³ につき 210
	101 ~ 200 m ³	1m ³ につき 241
	201 ~ 500 m ³	1m ³ につき 290
	500 ~ 1,000 m ³	1m ³ につき 324
	1,000 m ³ 以上	1m ³ につき 363

2-3 組織

(1) 部門別職員数

令和2年度時点における本市の下水道事業に係る部門別職員数は、下表に示すとおりです。

表 2-6 下水道職員数

項目	職員数
損益勘定所属職員	7人
管渠部門	1人
ポンプ場部門	1人
処理場部門	0人
その他部門	5人
資本勘定所属職員	0人
合計	7人

(2) 事業運営組織

本市の下水道事業の運営は、「都市建設部施設建設課」で執り行っています。

2-4 民間活力の活用等

2-4-1 民間活用の状況

(1) 民間委託

現在のところ、本市下水道事業では業務ごとの発注による民間委託を実施していますが、処理場などの常駐管理が必要な施設等を有していないため、包括的民間委託は実施していません。

(2) 指定管理者制度

現在のところ、指定管理者制度を活用するような施設などを有していないため、本市下水道事業では実施していません。

(3) PPP・PFI

現在のところ、PPP・PFIに該当するような大規模整備事業を有していないため、本市下水道事業では実施していません。

2-4-2 資産活用の状況

(1) エネルギー利用

現在のところ、本市下水道事業では処理場などの資源が集約される施設や大規模な敷地を有する施設を有していないため、本市の下水道事業単体でのエネルギー利用は実施していません。

なお、東京都の処理場においては、処理水の再利用や汚泥の有効利用などを実施しています。

(2) 土地・施設等利用(未利用土地、施設活用等)

現在のところ、本市下水道事業では処理場などの大規模な敷地を有する施設を有していないため、実施していません。

3-1 各人口

行政人口推計は、40年後である2060年（令和42年）までを設定しました。

2040年度までは「東久留米市第5次長期総合計画策定に伴う基礎資料」に準じて、2045年度までは、「日本の地域別将来推計人口—平成27（2015）～57（2045）年—平成30年推計 国立社会保障・人口問題研究所」に準じて、2045年（令和27年）以降は、社会保障・人口問題研究所の推計が無いため「東久留米市人口ビジョン」に準じて推計しました。

行政人口は、令和2年4月1日現在は116,807人だったものが、10年後の令和12年度には約112,000人、40年後の令和42年度には約97,000人まで減少する見込みとなっています。

水洗化人口は、現況の水洗化率（約99.7%）を用いて将来値を推計しました。

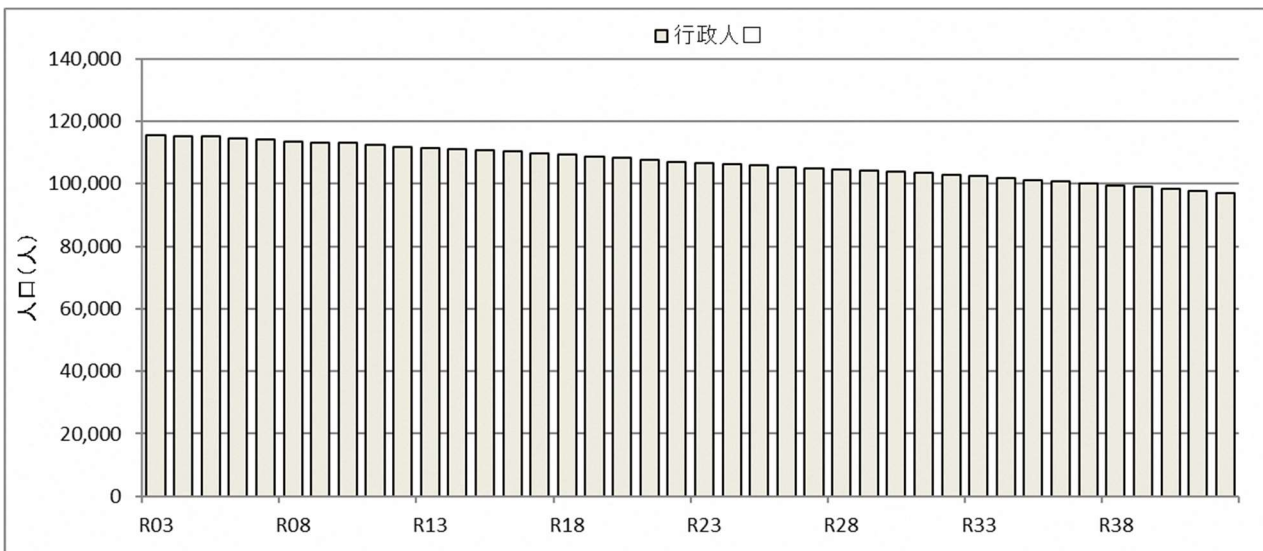


図 3-1 総人口の推計

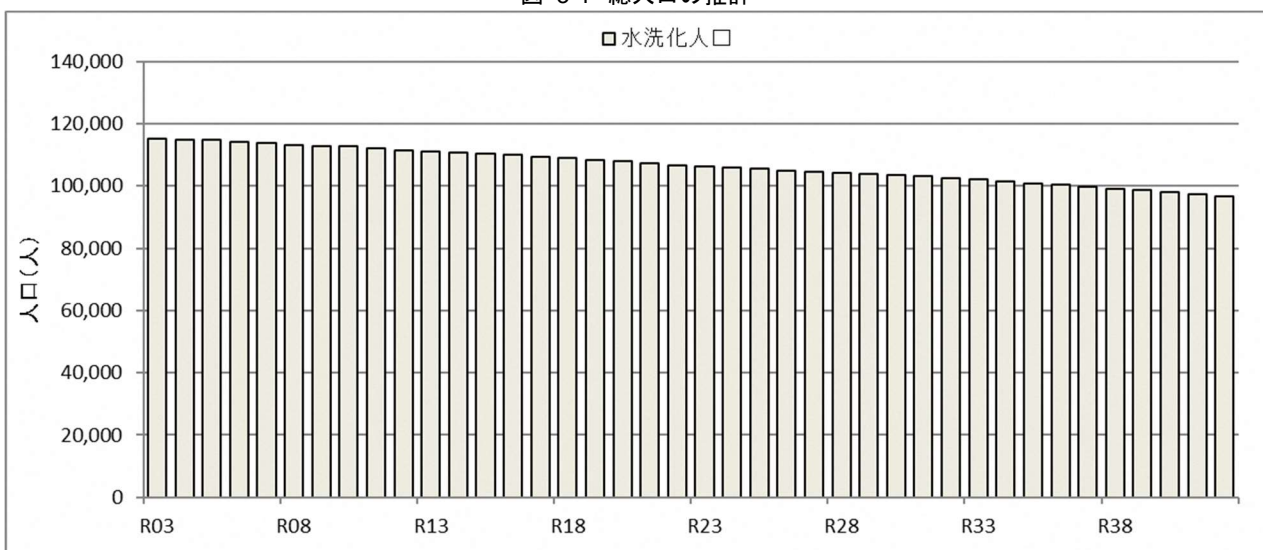


図 3-2 水洗化人口の推計

3-2 有収水量

人口減少に伴い、有収水量も減少傾向となる見込みとなっています。

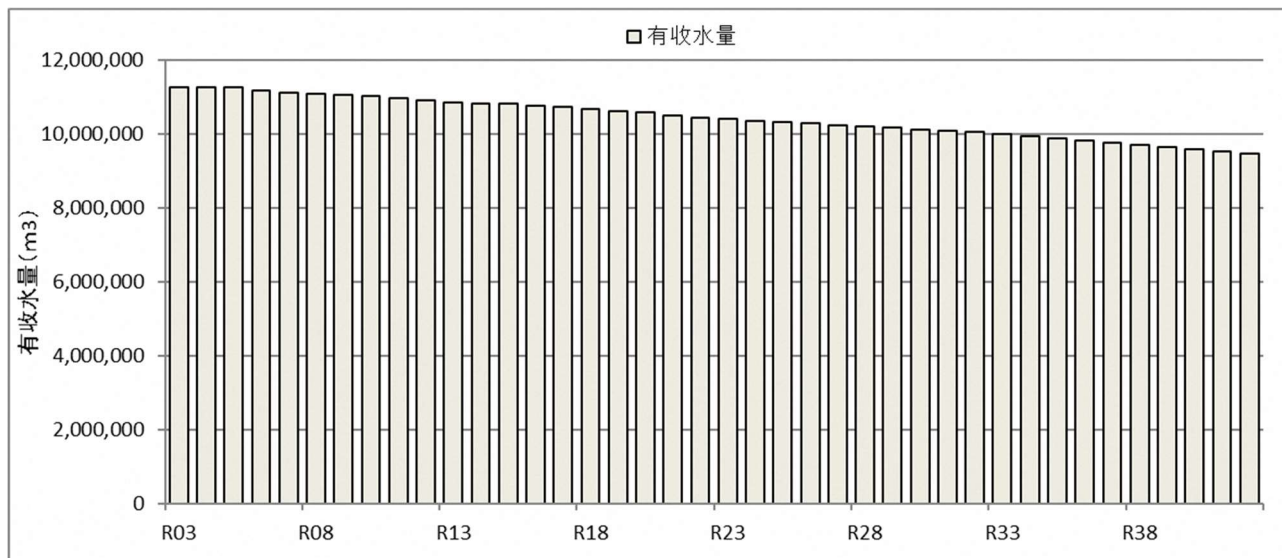


図 3-3 有収水量の推計

3-3 下水道使用料収入

人口減少に伴い、下水道使用料収入においても減少傾向となる見込みとなっています。

なお、地方公営企業法を適用している団体は、収益的収支を税抜きで検討するため、消費税等を抜いた金額を示しています。

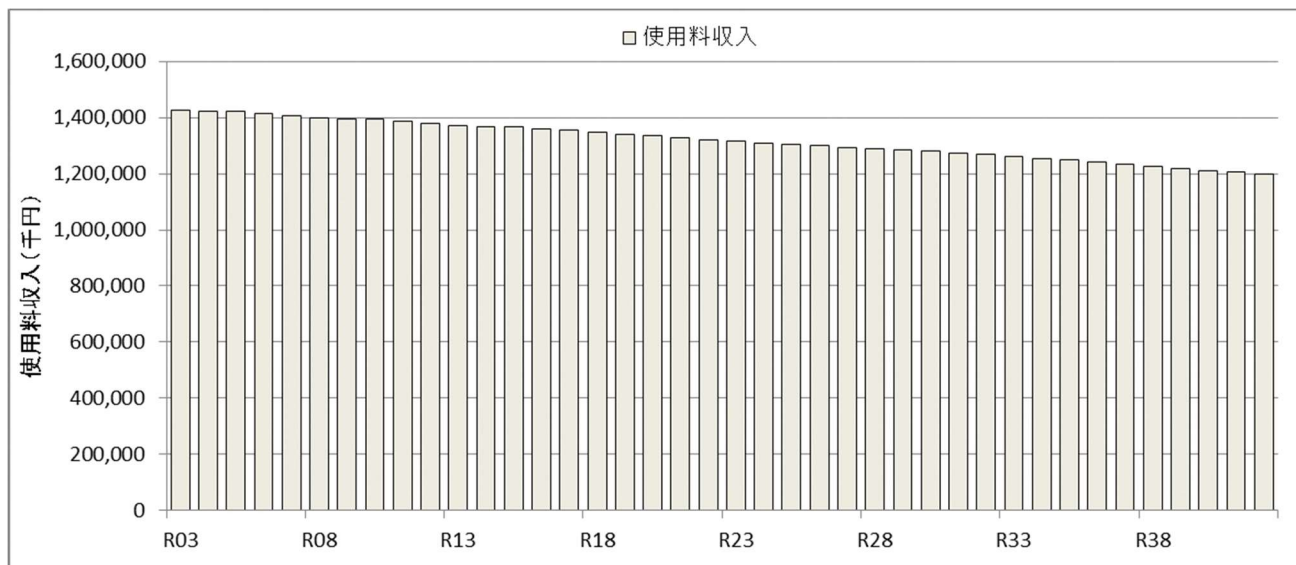


図 3-4 下水道使用料収入の推計(税抜)

注) R1 年度の使用料単価(税込)約 139 円/m³(=使用料収入:1,584,699 千円/有収水量:11,390,605m³)で将来の使用料収入を推計した。なお、使用料単価(税抜)約 126.4 円/m³である。

第4章 経営における現状と課題

4-1 施策における現状と課題

「東久留米市公共下水道プラン（平成23年度～令和2年度）」（以下「前プラン」という。）における施策の取組状況や本市の下水道事業を取り巻く環境に対する現状を踏まえ、施策別に下水道事業に関連する課題を挙げています。

4-1-1 現状(取組状況)

「前プラン」の取組状況を以下に示します。

「前プラン」では、基本理念を「“快適生活と水と緑をつなぐ下水道”を目指して」とし、3つの基本方針（健全な水循環の再構築、安全・安心な暮らしの実現、下水道経営基盤の強化）のもと、下記施策に取組んできました。

表 4-1 取組状況(1/3)

施策	施策の展開	取組目標（スケジュール）					取組状況（結果）	
		前期計画						後期計画
		平成23年度～平成27年度						平成28年度～令和2年度
		23	24	25	26	27		
施策1 汚水処理	①下水道への未接続の解消	戸別訪問等の実施による接続促進 (水洗化率100%の達成)					—	広報活動等を通じた接続促進を実施 〔水洗化率 99.2%（平成22年度）→ 99.7%（令和元年度）〕
	②道路改修、計画道路の整備に合わせた管渠整備	設計・施工 (整備率100%の維持)					同左	道路整備等に合わせ、適宜管渠整備を実施 〔整備率100%を維持（汚水処理普及率100%）〕
	③効率的な汚水処理への取組	設計・施工 (ポンプ場流入区域の縮小)					—	一部を自然流下への切替工事を実施 (平成27年:学園町幹線系統、平成30年:大門町幹線系統) 〔流入区域254.4haが152.0haに減少したことで、下谷ポンプ場の流入水量の削減効果を確認。 ※ただし、雨天時浸入水量が多いことから、今後は浸入水対策が必要。〕
		東京都および関連市との連携 (流域全体としての効率的な汚水処理)					同左	流域下水道構成市として、東京都と連携して事業を継続 〔新たに広域化共同化の取組を実施中〕

表 4-2 取組状況(2/3)

施策	施策の展開	取組目標（スケジュール）					取組状況（結果）
		前期計画			後期計画		
		平成 23 年度～ 平成 27 年度					
		23	24	25	26	27	
施策 2 水資源としての雨水利用と水循環への活用	①雨水利用の促進（雨水貯留施設の設置促進）	関連部署との連携による設置促進 （雨水の有効利用）					同左 関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔 - 〕
	②雨水浸透の促進（雨水浸透施設の設置促進）	関連部署との連携による設置促進 （健全な水循環の創出）					同左 関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔雨水浸透ます設置助成世帯数（累計） 745 世帯（平成 22 年度）→ 780 世帯（令和元年度）〕
	③水辺空間の整備	設計・施工 （黒目川上流域における水辺空間の創出）					— 平成 13 年度から平成 28 年度にかけて、雨水整備を行い治水対策の強化及び水辺環境の整備を実施 〔しんやま親水広場等、市民が水とふれあう場として活用中〕
施策 3 浸水対策	①雨水対策施設の整備	設計・施工 （雨水幹線・浸水被害実績地区の優先整備）					同左 新規雨水整備を実施 雨水整備率（市全域に対して） 〔12.6%（平成 22 年度）→ 13.9%（平成 30 年度）〕
		関連部署との連携による設置促進 （雨水流出抑制による超過降雨対応）					同左 関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔雨水浸透ます設置助成世帯数（累計） 745 世帯（平成 22 年度）→ 780 世帯（令和元年度）〕
施策 4 地震対策	①管渠の耐震化	設計・施工 （軌道下・避難所化からの排水を受ける管路の耐震化）		設計・施工 （その他）		同左 平成 25 年度に一部管路施設の耐震診断を実施し、耐震性能を確認 〔耐震性能の確認が一部のみ〕	
	②ポンプ場の耐震化	設計・施工 （耐震化）	—	—	—	— 令和元年度に下谷ポンプ場の耐震診断を実施し、耐震性能を確認 〔耐震性能を確保済み〕	
	③業務継続計画（BCP）の策定	—	—	計画策定 （災害時の体制確保）		— 平成 30 年度に業務継続計画（BCP）を策定 〔災害時の体制確保検討済み〕	

表 4-3 取組状況(3/3)

施策	施策の展開	取組目標（スケジュール）					取組状況（結果）	
		前期計画						後期計画
		平成 23 年度～ 平成 27 年度						平成 28 年度 ～ 令和 2 年度
		23	24	25	26	27		
施策 5 維持管理 長寿命化	①下水道施設の適正管理	維持管理情報の一元管理、水質監視・市民 PR（管理の効率化・徹底）					同左	下水道台帳の活用 都と水質検査の共同化、油流入防止キャンペーンを実施 〔一部の管理の効率化を実施〕
	②予防保全型の維持管理	調査・清掃の実施（計画的な維持管理）					同左	伏越し及びマンホールポンプの年 1 回の清掃を実施 下谷ポンプ場の維持管理は民間委託により実施 その他施設は発生対応型の維持管理を実施 〔緊急清掃実施件数 年間 30 件程度〕
	③長寿命化対策	—	計画策定、対策の実施（優先度を加味した効率的な対応）				同左	平成 23 年度に長寿命化基本構想を策定 平成 26 年度に長寿命化計画（第三処理分区）を策定 ※平成 27 年度以降は、同計画に基づく、設計・工事を実施 平成 30 年度にストックマネジメント実施方針を策定 〔長期的な視点のもと、優先度を加味した点検・調査、修繕・改築スケジュールを作成〕
施策 6 経営改善	①下水道経営の効率化	収支を考慮した事業投資、経費削減（健全な下水道経営）					同左	平成 27 年に「東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕」を策定 〔上記計画に基づく取組を実施〕 ・下水道事業への地方公営企業法適用、公営企業会計化 ・下水道使用料の見直し（下記施策②） ・公共下水道施設維持管理等の効率化
	②下水道使用料金の適正化	未接続・未収納対策、料金体系の見直し検討（下水道使用料収入の確保）					同左	広報活動等を通じた接続促進及び使用料金未納世帯への督促を実施 平成 25 年に下水道使用料金の改定を実施 〔経費回収率 61.8%（平成 24 年度）→ 101.1%（令和元年度）〕

4-1-2 課題

本市の下水道事業を取り巻く環境に対する現状を踏まえた課題を以下に示します。

表 4-4 取組むべき課題

本市下水道の 取り巻く環境	課題（取組の必要性）
視点① 下水道の充実 ・維持	<ul style="list-style-type: none"> 本市の汚水処理については、整備が概成していますが、未接続世帯が残っていることから、市内の公衆衛生及び生活環境の改善に向け、水洗化率 100% を目指した取組が必要です。 整備した管路等について、持続的に適正に使用するため、点検や清掃等の日常の管理や市民・事業者の協力が重要となります。 施設の老朽化が懸念されることから、ストックマネジメントの考え方に基づき施設の維持管理を計画的に行う必要があります。 下谷ポンプ場は流入区域の見直しを行い施設のダウンサイジングを図っています。問題となっている浸入水対策等を進め、さらなる施設規模、処理水量の適正化を図っていくことが望まれます。
視点② 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 市内には道路冠水箇所があり、雨水管渠整備を継続していく必要がありますが、整備には、多大な費用と期間を要することから、現況排水管を活用しつつ、防災に関する情報の提供等も組み合わせた総合的な浸水対策を進めていく必要があります。また、一部の区域は、流域下水道として事業を実施していることから、東京都との連携により効率的な事業実施を行う必要があります。 また近年、気候変動により計画規模以上の降雨が発生する可能性もあることから、市民・事業者の連携のもと、浸水被害の軽減に取り組んでいく必要があります。 大規模地震の発生に備え、施設の耐震性を確保する必要があります。 また、被害を最小限に抑え、早期に事業を復旧させるための事前の備えも必要になります。
視点③ 水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、湧水をはじめとする恵まれた水環境を有していることから、これらの湧水・清流を次の世代に引き継いでいくため、良好な水環境の保全に対して、下水道としても健全な水循環の構築に寄与していく必要があります。 黒目川上流域については、良好な水辺空間（親水）を市民に提供しており、引き続き、市民の水とふれあう場の保全に貢献していく必要があります。
視点④ 下水道の 安定経営	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口減少により、使用料収入の減収も予測されることから、より効率的な事業運営が求められます。 地方公営企業会計移行や経営戦略に基づき、財政健全化に向けた取組を実現していくことが必要です。

4-2 経営指標の現状と課題

(1) 経営比較分析表による現状分析

総務省が公表している経営比較分析表に示されている各種指標のうち、経営の健全性を表す指標を用いて現状分析しています。

全国の公共下水道事業のうち、処理区域内人口が10万人以上、人口密度が75人/ha以上100人/ha未滿の都市を類似団体とし、比較を実施しています。

東久留米市における下水道事業の経営の健全化に向けた取組として、10年後には一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指すべく、平成25年度に下水道使用料の改定を行っております。このことにより収益的収支比率及び経費回収率については改善の傾向となっておりますが、維持管理費の増加等の影響により、平成29・30年度決算においては減少傾向という結果となっております。このことは汚水処理原価についても現れており、類似団体や全国の平均値と比較しても依然高い状態となっておりますが、今後の推移として普及促進全盛期の建設に伴う地方債の償還が終了しつつあることから、汚水処理原価については減少が期待できます。

企業債残高対事業規模比率については、類似団体や全国の平均値と比較して低く、地方債残高についても今後減少していくことが見込まれます。

また、水洗化率については類似団体や全国の平均値と比較しても高い数値を示しておりますが、東久留米市の汚水普及率は100%であるため、公共水域の水質保全及び使用料収入の確保という観点から、水洗化率100%をめざし、下水道未接続世帯に対し接続促進に努める必要があります。

表 4-5 経営の健全性を示す指標の経年変化(上段は本市、下段は類似団体の平均を示す)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収益的収支比率(%)	91.03	97.00	98.30	96.88	96.27
企業債残高 対事業規模比率(%)	394.51 607.52	361.84 643.19	302.63 596.44	312.70 612.60	289.83 606.80
経費回収率(%)	88.14 96.91	90.13 101.54	97.89 102.42	94.14 100.97	92.00 101.84
汚水処理原価(円/m ³)	162.74 120.50	155.46 116.15	144.86 116.20	150.46 118.78	151.42 119.39
水洗化率(%)	99.46 96.69	99.53 96.84	99.54 96.84	99.58 96.75	99.63 96.78

出典:「経営比較分析表 総務省」

(2) 経営比較分析表による課題

経営比較分析表に示されている各種指標の課題を示します。

表 4-6 経営の健全性を示す指標の課題

項目	課題
収益的収支比率(%)	<ul style="list-style-type: none"> • これまでは、官庁会計であったため収益的収支比率より歳入と歳出のバランスを重要としていたが、今後は地方公営企業法を適用し、同じような指標となる経常収支比率で 100%以上を目指す必要があります。 • そのため、地方公営企業法適用後は、収益的収支と資本的収支を適切に区分する必要があります。
企業債残高 対事業規模比率(%)	<ul style="list-style-type: none"> • 企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低く良好な傾向にあります。 • 今後、老朽化対策を推進する際に企業債の発行が増加することが見込まれるため、内部留保資金などの財源確保や事業の平準化に努める必要があります。
経費回収率(%)	<ul style="list-style-type: none"> • 100%を目指すために汚水処理原価の削減に努める必要があります。 • 単年度の評価は、突発的に汚水処理原価が高額になったりするため、使用料算定期間など、ある程度の期間の平均で検討、検証する必要があります。 • 経費回収率が低くなると、適切な使用料の検討を行う必要があります。
汚水処理原価(円/m ³)	<ul style="list-style-type: none"> • 経費回収率 100%を目指すために汚水処理原価の削減に努める必要があります。 • 地方公営企業法を適用後は、減価償却費が資本費となるため、適切なストックマネジメントの推進が必要となります。 • また、突発的な修繕などが発生すると、汚水処理原価が高額となる恐れがあるため、適切で計画的な維持管理を推進する必要があります。 • 事務処理の共同化や民間活力との連携など、最新の技術や知見を反映して汚水処理原価の削減に努める必要があります。
水洗化率(%)	<ul style="list-style-type: none"> • 水洗化率は、類似団体より高く良好な傾向にあります。 • 100%を目指して、未普及対策の推進や接続促進を進める必要があります。

5-1 経営基本方針

本市では、平成27年に「東久留米市財政健全経営計画（計画期間：平成28年度～令和3年度）」を策定しました。同計画の実行プランは下水道に関する財政運営の取組について以下のとおり掲げています。

同計画の期間内においては、地方公営企業法の適用・公営企業会計化（令和2年4月法適用）の取組や下谷ポンプ場の流入区域の縮小について実施しました。また、下水道使用料について、平成25年4月より、料金改定を行った結果、経費回収率の改善が確認されています。

表 5-1 東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕における下水道事業の方針

項目	実施概要
下水道事業への地方公営企業法適用、公営企業会計化	国から下水道事業に関し、事業の経営実態をよく表すとともに、経理の内容の明確化や透明性の確保の観点から地方公営企業法の適用の推進を要請されているため、その実施に向けた取組を進めていく。
下水道使用料の見直し	自主的な下水道施設の維持管理・運営を図るため、適正な受益者負担による下水道使用料の設定を図っていく。
公共下水道施設維持管理等の効率化	下谷ポンプ場流入区域の管きょルートの見直しを行い、下谷ポンプ場への汚水流入量を減らすことで、維持管理費の削減を図っていく。

参考：東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕より整理

5-2 取組方針

5-2-1 汚水処理システムの最適化

(1) 方針

本市の汚水整備については概成しており、市内の全域で水洗トイレが使用できる環境を維持することで、市民の快適な生活を守っていきます。

なお今後は、人口減少に伴う処理水量の減少が見込まれます。下水道施設を維持していくうえで、雨天時浸入水対策による不明水量の削減を実施するなどし、維持管理費用の低減や施設規模の最適化（ダウンサイジング）について検討していきます。

また、事業運営にあたっては、流域下水道管理者である東京都や荒川右岸東京流域下水道構成市等との広域化・共同化に対する検討を行い、連携による効率化を図ります。

(2) 具体的な施策内容

- ① 汚水管渠整備（道路整備に合わせた管渠整備）
- ② 施設規模の最適化の検討（人口減少社会への対応と雨天時浸入水対策の実施）
- ③ 広域化・共同化の検討（汚水処理事業の連携による効率化）

5-2-2 防災・減災の推進

(1) 方針

本市では、雨水管渠整備により、道路冠水被害の軽減がみられますが、いまだ整備途上にあることから、引き続き、放流先河川、流域下水道の管理者である東京都とも連携し、雨水管渠整備を進めていきます。なお、近年は、局地的な集中豪雨や降雨規模の増大等の気候変動もみられることから、管渠整備や雨水流出抑制施策に加え、ハザードマップ等のソフト対策も組合せて総合的な浸水対策による被害軽減を目指します。

一方、大規模地震に対する備えとしては、緊急輸送道路下などの重要な管渠の一部や下谷ポンプ場の耐震性を確認していますが、引き続き、重要な管渠の耐震性の確認を進め、市内での地震に対する安全性の確保に努めます。

また、下水道 BCP（業務継続計画）に基づき、下水道機能の速やかな復旧が可能となるよう、関連機関、関連部署等とも連携した事前対策や定期的な訓練を実施し、いつ起こるかわからない災害に備えます。

(2) 具体的な施策内容

- ① 総合的な浸水対策の実施（浸水リスクを考慮した効率的な対策の実施）
- ② 施設の耐震診断の継続実施（耐震性能の確認及び対策の実施）
- ③ 災害に対する事前対策及び訓練・維持改善（地域防災計画及び下水道 BCP（業務継続計画）に基づく減災対策）

5-2-3 下水道の活用における付加価値向上

(1) 方針

下水道が有する資源である処理水、汚泥等について、流域下水道管理者である東京都や荒川右岸東京流域下水道構成市と連携し、引き続き資源の有効利用に努めます。

また、雨水については、浸透を促進し、本市の財産でもある湧水や清流を保全するとともに、貯留により散水等に利活用するなどの雨水管理を進め、良好な水環境の確保に寄与します。なお、浸水対策を兼ねた親水空間を維持し、市民が水と触れ合える場を提供します。

(2) 具体的な施策内容

- ① 東京都等との連携による下水道資源利用への寄与（公共用水域の水質保全及び汚泥資源の有効利用）
- ② 雨水貯留及び浸透施設の設置促進（良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活への貢献）
- ③ 親水空間の維持（水と触れ合える場としての空間利用）

5-2-4 マネジメントサイクルの確立

(1) 方針

下水道施設については、供用年数の経過や維持管理不足等により、劣化による道路陥没や管路閉塞等の潜在的なリスクが増大するため、これまで整備した膨大な施設を効率的に管理・運営していく必要があります。本市では、これまで行ってきた日常の維持管理を継続するとともに、ストックマネジメントの考え方に基づく計画的な老朽化対策を実施します。

なお、下水道事業を持続可能なものとするため、上記のモノに関する管理の他、ヒト・カネの視点も踏まえ、経営の透明化を図るとともに、執行体制の確保、施設管理、経営管理といった一体的なマネジメントの実現に向けた取組を行います。

(2) 具体的な施策内容

- ① 日常の維持管理の継続（定期的な維持管理及び緊急対応による施設機能の維持）
- ② 施設の老朽化対策（計画的なストックマネジメント）
- ③ 下水道事業に関する情報公開（地方公営企業としての経営の透明化）
- ④ 中長期的な収支見通しによる経営健全化（経営戦略に基づく事業運営）
- ⑤ 適正な執行体制の確保（計画的な人材の育成、技術継承）

5-3 数値目標

経営戦略期間中での数値目標は、次のとおり設定しています。

なお、水洗化率については、未普及対策などにより100%を目指すこととしているが、経営見通しにおいては、下水道使用料収入が過大に推計されないように現状の99.7%の水洗化率で検討を実施しています。目標どおり水洗化率が100%を達成されれば、経営改善の効果として計上されることとなります。

表 5-2 数値目標

項目	目標	概要
経常収支比率(%)	100%以上	単年度収支の黒字を目指す
経費回収率(%)	100%以上	汚水処理に係る経費を下水道使用料で満足する水準を目指す
水洗化率(%)	100%	未普及対策により現状以上の水洗化率を目指す
処理人口普及率(%)	100%	現状達成済

6-1 投資計画

前述の施策を踏まえた投資計画を以下に示します。なお、ここで示す金額は、指定のない限り、収益的支出は税抜き金額、資本的支出は税込み金額です。

6-1-1 収益的支出

(1) 営業費用(減価償却費除く)

営業費用は、整備が概成しているため現状の経費から大きく変化はありませんが、その他に含まれる流域下水道維持管理負担金について、処理水量の減少が影響して減少傾向を示しています。

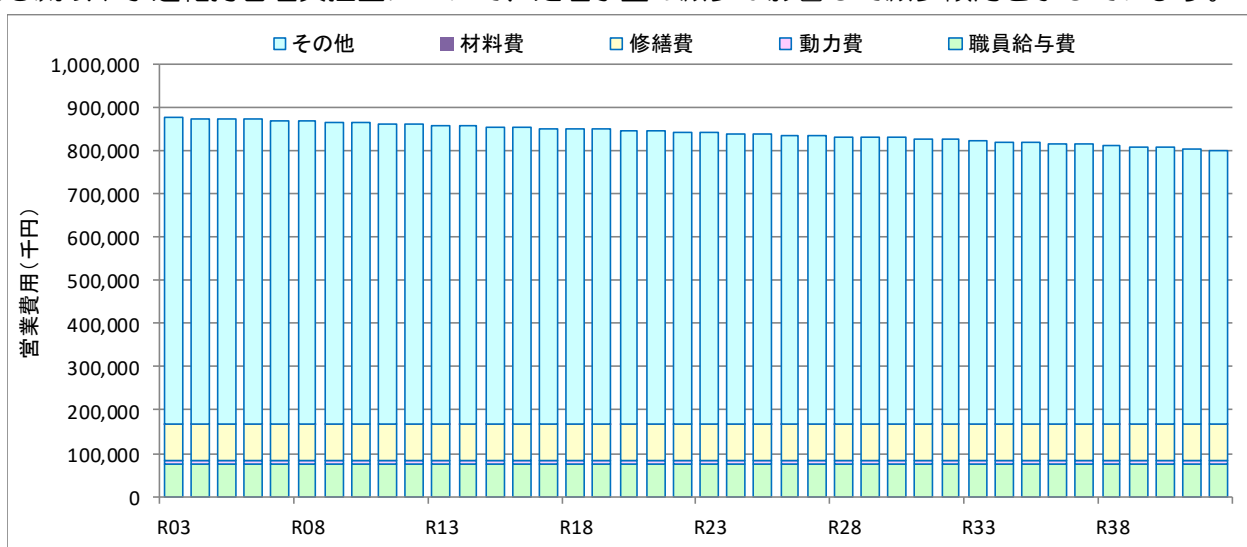


図 6-1 営業費用の推計

(2) 減価償却費

減価償却費は、令和13年度の約11.7億円をピークに減少傾向を示しますが、ストックマネジメント計画に基づいた老朽化対策を推進していく影響により、令和30年度以降は増加傾向に転換します。

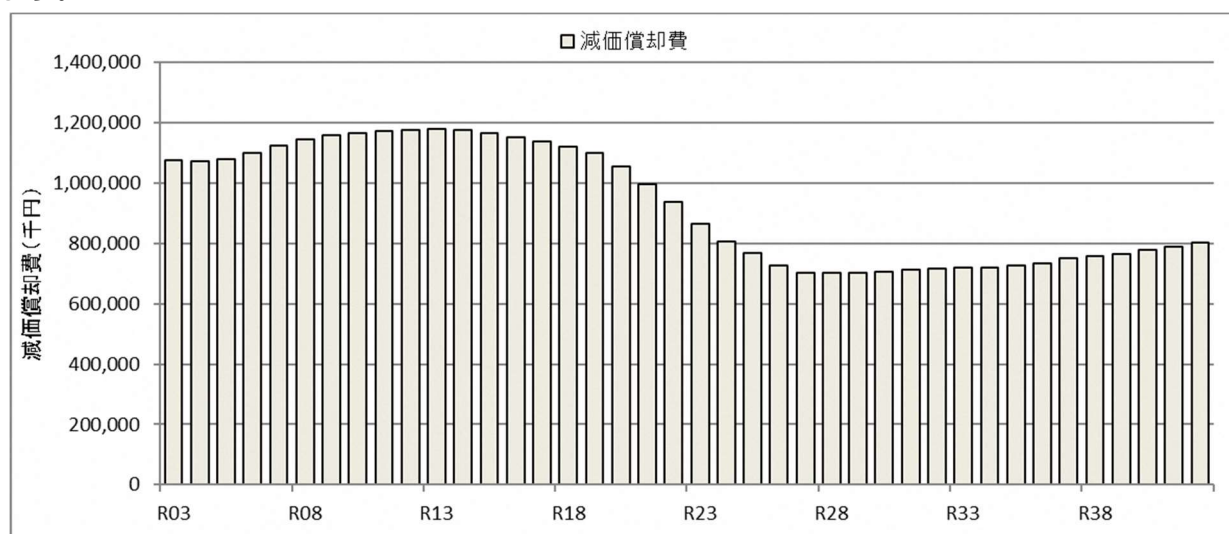


図 6-2 減価償却費の推計

(3) 企業債利息

企業債利息は、現状の借入済企業債の償還が減少傾向を示しているため、令和 15 年度には最小額（約 0.6 億円）まで減少しますが、その後は管路施設の改築更新事業の影響により、増加傾向に転換します。

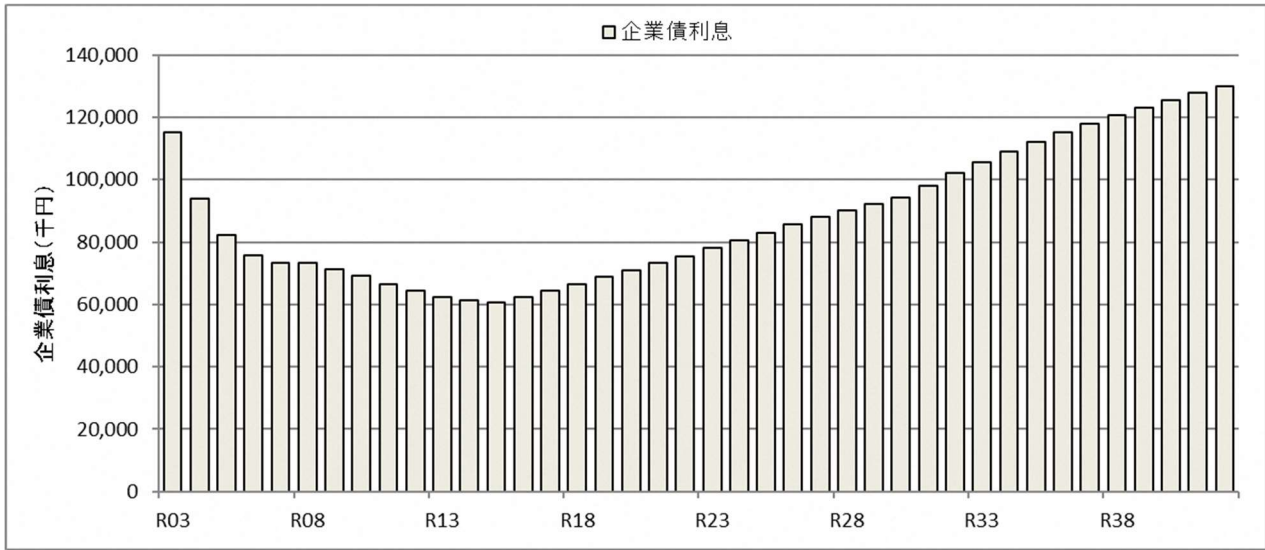


図 6-3 企業債利息の推計

6-1-2 資本的支出

(1) 建設改良費

建設改良費は、令和 3～12 年度については「東久留米市公共下水道プラン」の取組方針を受けて実施する事業を見込みました。令和 13 年度以降はストックマネジメント計画の長期改築事業量予測などを参考に事業費を見込みました。

雨水整備については、経営戦略計画期間中に都市計画道路の整備に合わせた事業（令和 4～8 年度）を行うため、10 億円以上の投資を見込んでいます。令和 9 年度以降は、約 2 億円/年を見込んでいます。

また、管路改築事業は、令和 15 年度には現状の事業費（約 3.0 億円）の約 2 倍の約 6.6 億円、令和 30 年度からは約 3 倍の約 9.9 億円の事業費を計上しているため、将来の総建設改良費は約 14 億円となる見込みとなっています。

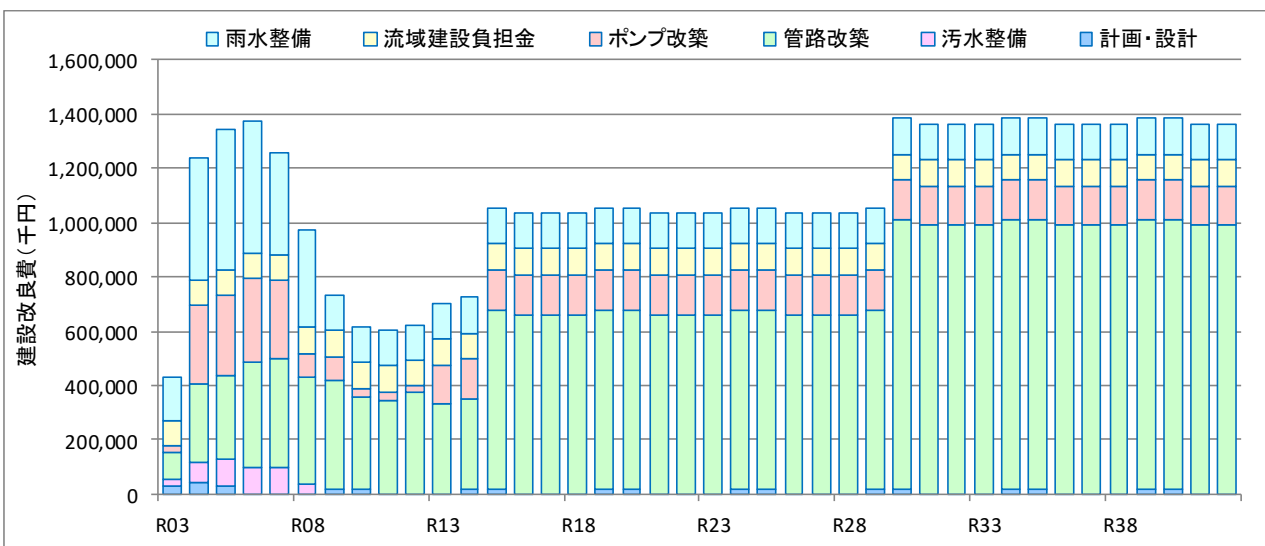


図 6-4 建設改良費の推計

(2) 企業債元金償還額

企業債元金償還額は、経営戦略の計画期間中は減少傾向を示します。ストックマネジメント計画に基づいた老朽化対策を推進していくため、令和17年度以降は増加傾向に転換します。

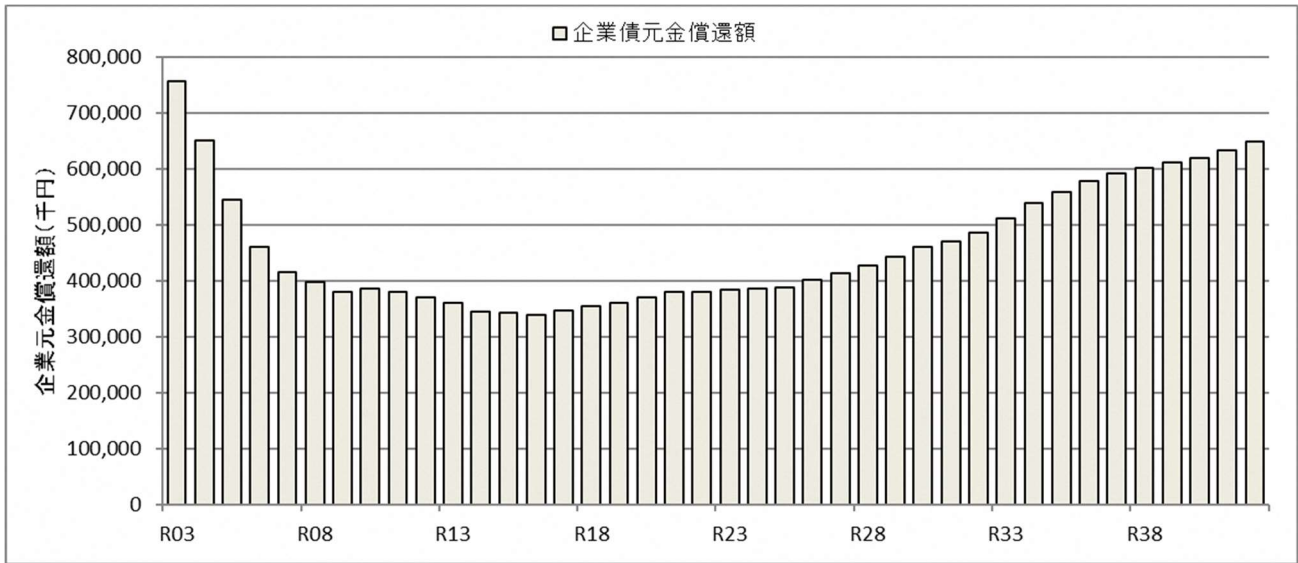


図 6-5 企業債元金償還額の推計

6-2 財政計画

前述の施策を踏まえた投資計画に対する財政計画を以下に示します。なお、ここで示す金額は、指定のない限り、収益的収入は税抜き金額、資本的収入は税込み金額です。

6-2-1 収益的収入

(1) 下水道使用料

現行の下水道使用料水準（126.4 円/m³）を見込んで推計した結果、下水道使用料収入は人口減少に伴い、減少傾向となる見込みとなっています。

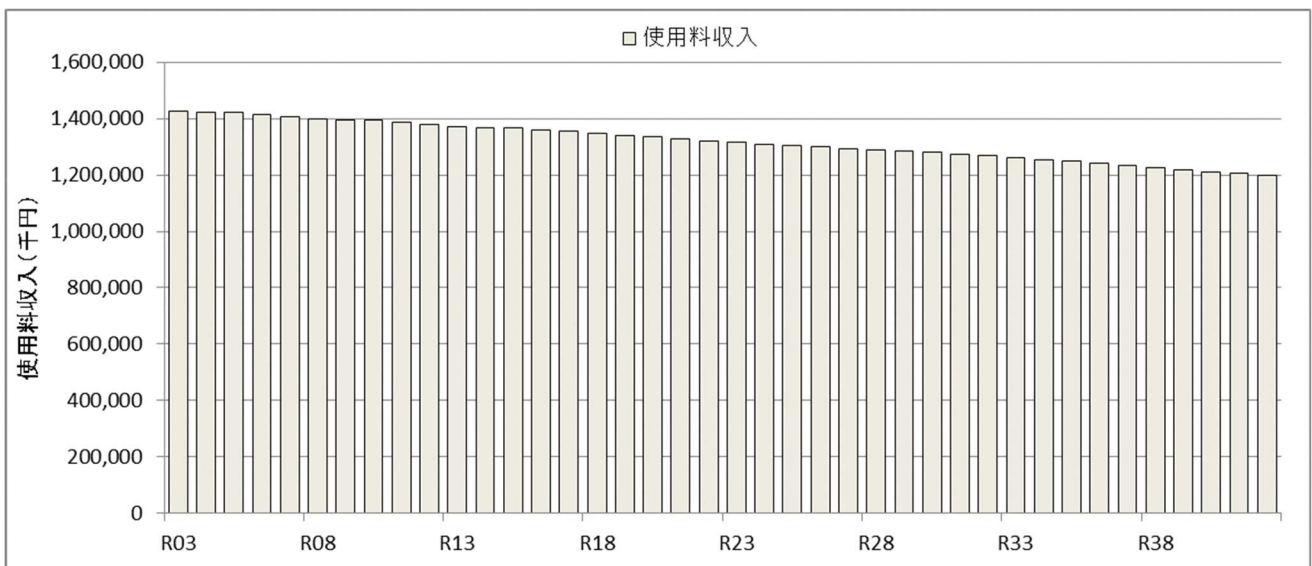


図 6-6 下水道使用料収入の推計

(2) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、収益的収支（3条）については総務省通知による基準内繰入額と汚水の建設事業に係る財源不足分（国庫補助金、都補助金、企業債以外）及び補填財源不足を解消するための金額を見込みます。

資本的収支（4条）については、雨水の建設事業に係る財源（国庫補助金、都補助金以外）として見込みます。

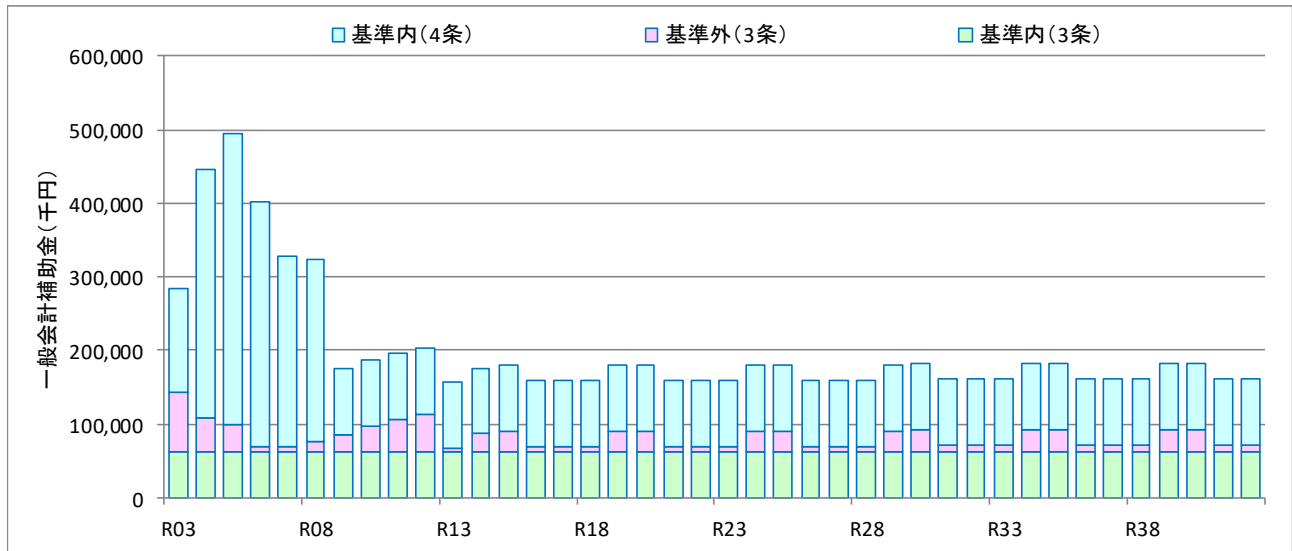


図 6-7 一般会計繰入金の推計

(3) 長期前受金戻入額

長期前受金戻入額は、令和 13 年度の約 4.0 億円をピークに減少傾向を示します。

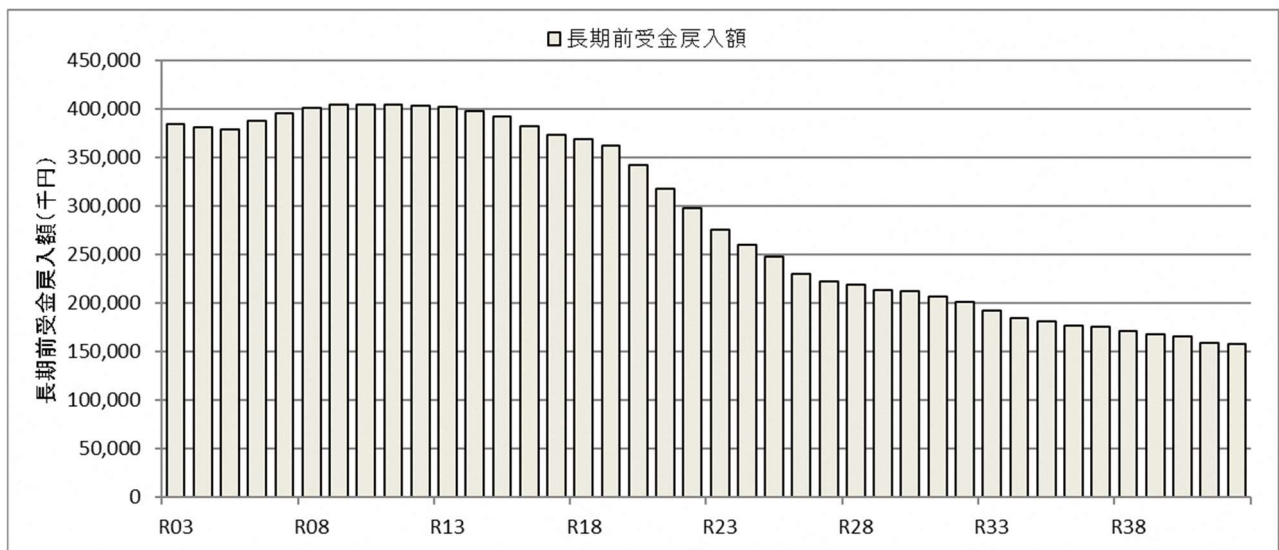


図 6-8 長期前受金戻入の推計

6-2-2 資本的収入

(1) 国庫補助金・都補助金

国庫補助金及び都補助金は、建設改良費の交付金事業のうち国庫補助金が50%、都補助金が2.5%を充当する予定として推計しました。

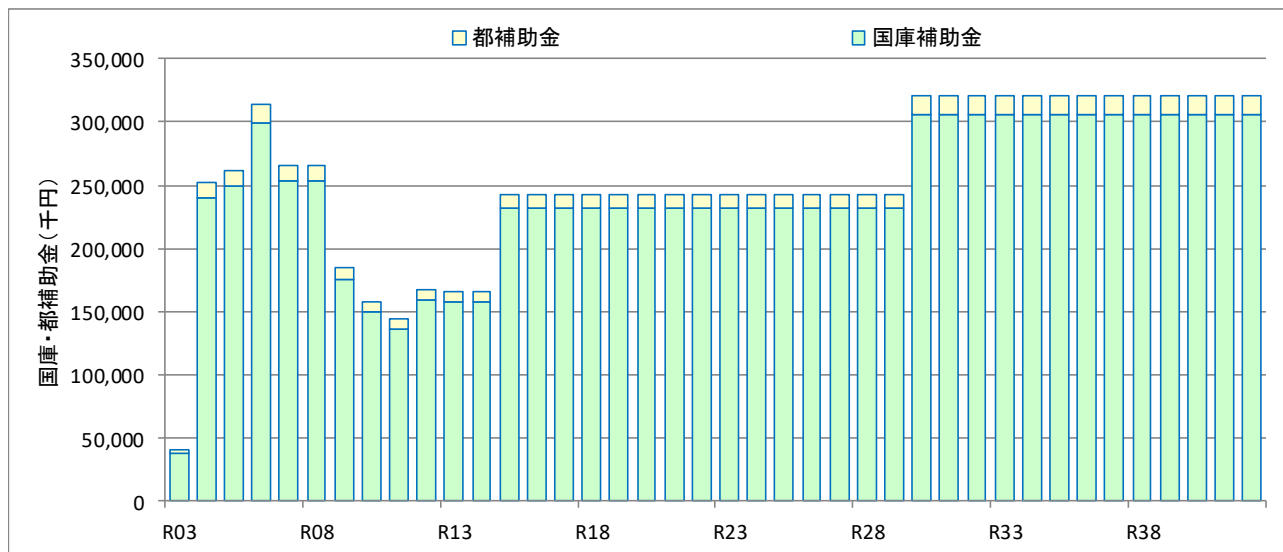


図 6-9 国庫補助金・都補助金の推計

(2) 企業債

企業債は、「6-1-2 資本的支出 (1) 建設改良費」(19 ページ) の財源として充当するために借入を行います。

汚水事業には、国庫補助金と都補助金を除いた建設工事及び設計費に対して充当します。調査・計画費及び雨水事業には、企業債を充当しないものとします。

ストックマネジメント計画に基づいた老朽化対策を推進していくため、令和 15 年度以降は企業債残高が増加傾向になります。

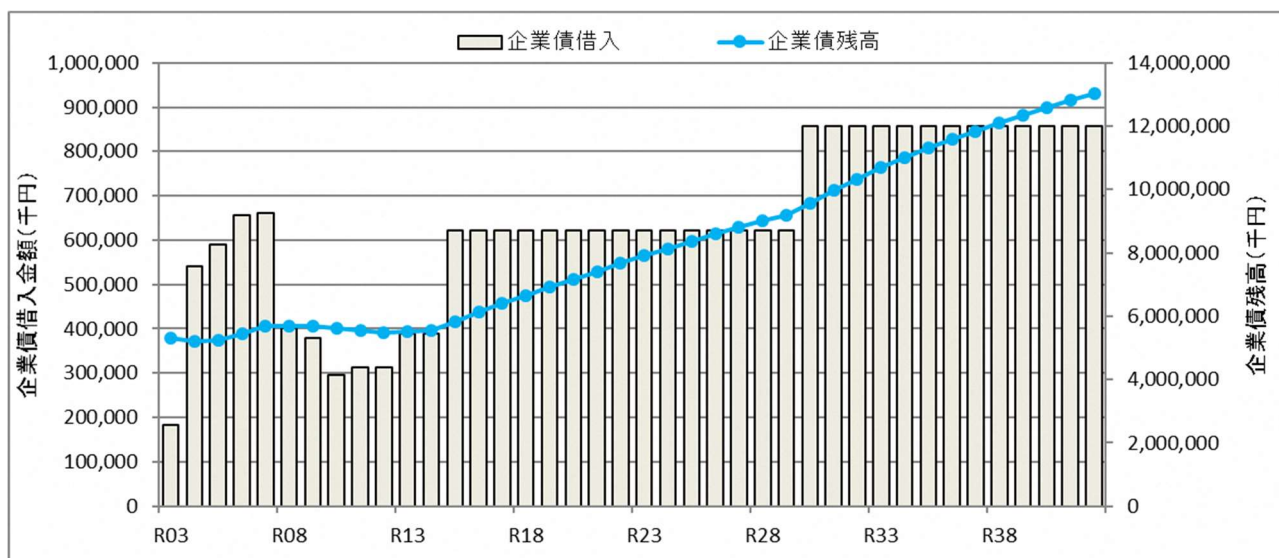


図 6-10 企業債借入額・企業債残高の推計

6-3 経営状況の見通し

これまでの検討結果を踏まえて、経営状況の見通し（収益的収支、資本的収支）を表 6-4 及び表 6-5 に示します。

中長期的な経営状況見通しでは、管路施設の改築事業を推進することによる投資額の増加の影響により、令和 30 年度以降で経営状況が悪化する傾向となる見込みです。また、経営戦略期間中（令和 3 年度～令和 12 年度）の経営状況については基準外の繰入金が従前に比べ減少とはなるものの、引き続き必要となる見通しとなっています。

各指標についての考察は、以下に示すとおりです。

（経常収支比率）

- 一般的に公営企業は、単年度ごとに経常収支比率 100%以上を求められます。東久留米市下水道事業においては、令和 3～12 年度の経常収支比率は下表のとおりであり 100%を超えています。事業活動で赤字を出さない経営を見通しています。

表 6-1 経営戦略期間中の経常収支比率

（単位：千円・税抜）

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	2,171,364	2,113,536	2,094,042	2,073,046	2,080,657	2,088,416	2,096,929	2,105,844	2,103,708	2,102,474
収益的支出	2,065,576	2,041,267	2,036,668	2,048,122	2,066,609	2,087,069	2,094,707	2,101,568	2,101,503	2,101,303
経常収支比率	105.1%	103.5%	102.8%	101.2%	100.7%	100.1%	100.1%	100.2%	100.1%	100.1%

（経費回収率）

- 計画期間中の経費回収率について概ね 100%を確保します。汚水処理事業については使用者負担が原則となるため、使用料収入で汚水処理経費を賄うことを目標としますが、東久留米市下水道事業においては、令和 3～12 年度の経費回収率は表 6-2 のとおりであり、計画期間中で経費回収率は約 96.6%となります。
- 中長期的な見通しでは、令和 23 年度に経費回収率が 100%を超えることが推測され、40 年間の経費回収率は約 97.1%となる見込みです。今後は適切に検証を図りつつ、将来の老朽化対策事業による投資増加への対応を検討していきます。

表 6-2 経営戦略期間中の経費回収率

(単位:千円・税抜)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料収入	1,423,709	1,421,398	1,420,879	1,412,313	1,405,415	1,399,841	1,395,712	1,393,240	1,384,600	1,377,628
汚水処理経費	1,444,625	1,428,183	1,435,840	1,439,809	1,446,761	1,459,958	1,462,587	1,470,561	1,471,593	1,472,911
経費回収率	98.6%	99.5%	99.0%	98.1%	97.1%	95.9%	95.4%	94.7%	94.1%	93.5%
項目	R3～R12合計		R3～R42合計							
使用料収入	14,034,735		52,731,145							
汚水処理経費	14,532,828		54,293,981							
経費回収率	96.6%		97.1%							

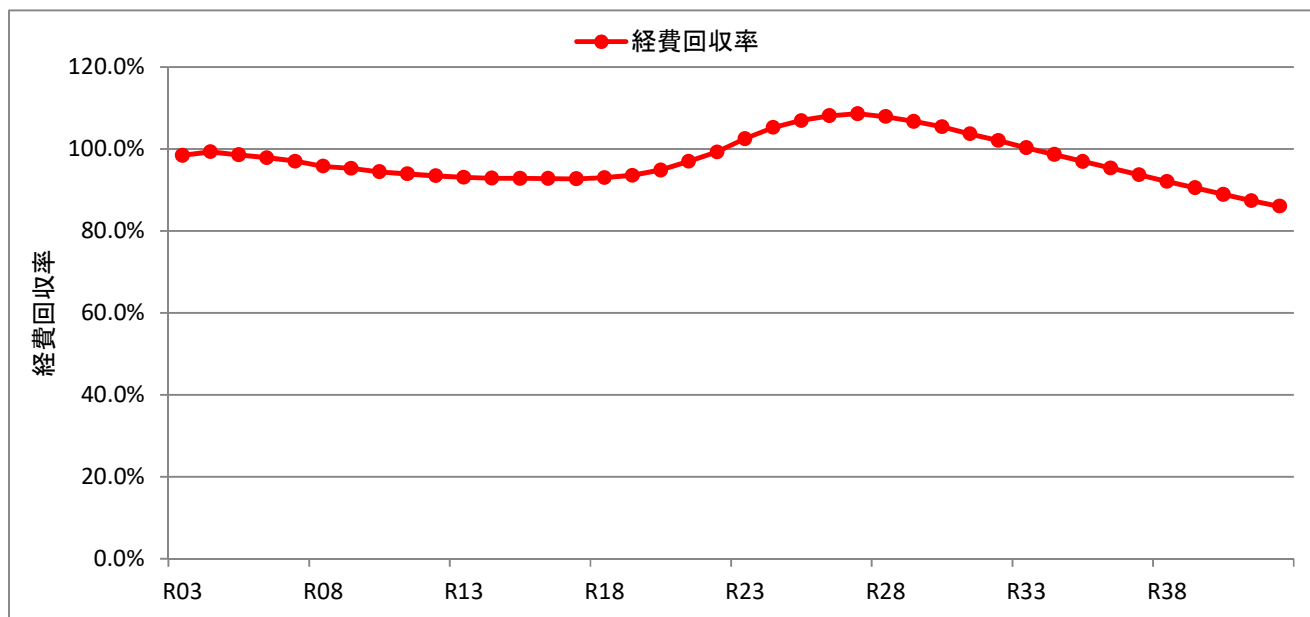


図 6-11 経費回収率の推計

(一般会計補助金等)

- 地方公営企業として、独立した経営を行っていくためには、基準外の補助金を減少させる必要があります。上記の経費回収率が100%に近くなるほど、基準外の補助金額は少なくなります。経営戦略計画期間中の10年間においては、概ね下記の金額となる見通しとなっています。

表 6-3 経営戦略期間中の一般会計補助金等

(単位:千円・税込)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基準内(3条)	48,789	45,308	37,458	32,881	32,881	32,881	32,881	32,881	32,881	32,881
基準外(3条)	128,470	72,065	64,305	39,300	39,665	44,275	50,409	60,964	66,199	71,345
基準内(4条)	140,967	339,127	395,300	333,595	259,615	248,354	90,119	90,119	90,119	90,119
合計	318,226	456,500	497,063	405,776	332,161	325,510	173,409	183,964	189,199	194,345

表 6-4 収益的収支の見通し

(単位:千円・税抜)

区 分		年 度										
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,626,183	1,625,751	1,621,635	1,618,648	1,617,718	1,615,511	1,614,888	1,613,690	1,607,008	1,601,993	
	(1) 料 金 収 入	1,423,709	1,421,398	1,420,879	1,412,313	1,405,415	1,399,841	1,395,712	1,393,240	1,384,600	1,377,628	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	202,474	204,353	200,756	206,335	212,303	215,670	219,176	220,450	222,408	224,365	
	2. 営 業 外 収 益	545,181	487,785	472,407	454,398	462,939	472,905	482,041	492,154	496,700	500,481	
	(1) 補 助 金	161,145	106,702	92,512	65,619	65,951	70,142	75,718	85,314	90,073	94,751	
	他 会 計 補 助 金	161,145	106,702	92,512	65,619	65,951	70,142	75,718	85,314	90,073	94,751	
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	384,036	381,083	379,895	388,779	396,988	402,763	406,323	406,840	406,627	405,730	
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収 入 計 (C)	2,171,364	2,113,536	2,094,042	2,073,046	2,080,657	2,088,416	2,096,929	2,105,844	2,103,708	2,102,474	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,950,463	1,947,456	1,954,492	1,972,431	1,993,231	2,013,790	2,023,508	2,032,254	2,034,885	2,037,013
		(1) 職 員 給 与 費	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699	75,699
基 本 給		31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他		44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	44,099	
(2) 経 費		799,851	799,464	799,293	796,473	794,202	792,367	791,007	790,194	787,349	785,054	
動 力 費		8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	8,509	
修 繕 費		81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	81,282	
材 料 費		2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	2,294	
そ の 他		707,766	707,379	707,208	704,388	702,117	700,282	698,922	698,109	695,264	692,969	
(3) 減 価 償 却 費		1,074,913	1,072,293	1,079,500	1,100,259	1,123,330	1,145,724	1,156,802	1,166,361	1,171,837	1,176,260	
2. 営 業 外 費 用		115,113	93,811	82,176	75,691	73,378	73,279	71,199	69,314	66,618	64,290	
(1) 支 払 利 息		115,113	93,811	82,176	75,691	73,378	73,279	71,199	69,314	66,618	64,290	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支 出 計 (D)	2,065,576	2,041,267	2,036,668	2,048,122	2,066,609	2,087,069	2,094,707	2,101,568	2,101,503	2,101,303		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	105,788	72,269	57,374	24,924	14,048	1,347	2,222	4,276	2,205	1,171		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	105,788	72,269	57,374	24,924	14,048	1,347	2,222	4,276	2,205	1,171		

表 6-5 資本的収支の見通し

(単位:千円・税込)

区 分		年 度									
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	183,400	540,400	588,900	655,000	660,600	402,200	379,200	295,300	313,800	313,100
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	140,967	339,127	395,300	333,595	259,615	248,354	90,119	90,119	90,119	90,119
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	40,163	251,843	261,345	314,055	266,070	265,706	184,643	157,677	143,529	166,496
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	364,530	1,131,370	1,245,545	1,302,650	1,186,285	916,260	653,962	543,096	547,448	569,715
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	364,530	1,131,370	1,245,545	1,302,650	1,186,285	916,260	653,962	543,096	547,448	569,715
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	403,000	1,203,435	1,309,850	1,341,950	1,225,950	940,535	698,871	581,560	567,347
うち 職員給与費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		756,125	650,578	544,636	459,504	415,458	398,127	379,452	386,324	379,404	370,083
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,159,125	1,854,013	1,854,486	1,801,454	1,641,408	1,338,662	1,078,323	967,884	946,751	959,643	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	794,595	722,643	608,941	498,804	455,123	422,402	424,361	424,788	399,303	389,928	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	794,595	722,643	608,941	498,804	455,123	422,402	424,361	424,788	399,303	389,928
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他										
計 (F)	794,595	722,643	608,941	498,804	455,123	422,402	424,361	424,788	399,303	389,928	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)											
企 業 債 残 高 (H)	5,314,293	5,204,115	5,248,379	5,443,874	5,689,016	5,693,090	5,692,837	5,601,813	5,536,209	5,479,225	

7-1 投資

(1) 広域化・共同化・最適化

本市は、流域下水道構成市として、広域的な汚水処理に参画している。また、汚水処理のほか、東京都下水道局流域下水道本部及び荒川右岸東京流域下水道構成市をはじめとする多摩地域の市町村と連携し、水質検査の共同実施や災害時復旧支援協定の締結を行っています。

そのほか、流域下水道本部と多摩地域市町村で「下水道情報交換会」を実施しており、相互の情報交換や東京都からの技術支援を受けています。

より効率的な事業運営を目指し、広域化・共同化についての検討を共同で行っており、さらなる連携を模索して行く予定です。

(2) 投資の平準化

平成30年度に下水道施設の点検・調査・改築・修繕の優先順位や維持に係る事業費用など、管理面に求められる基本的な考え方を取りまとめた「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を策定し、同計画に基づき、点検・調査に着手しており、将来の改築更新事業の平準化を実施しています。

今後は、適切な時期に見直しを行いより効率的な事業実施を目指します。

7-2 財源

(1) 下水道使用料

本市の下水道事業は、一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指すべく、平成25年度に下水道使用料の改定を行い、経営の健全化に向けた取組を進めております。

経営指標の一つである経費回収率の面から、料金改定の効果は一定程度みられるものの、下水道施設の老朽化対策事業を推進することによる費用の増加などから、平成30年度時点では目標である100%を下回っています。

本計画では10年間の経費回収率は約96.6%、40年間の中長期的な見通しでは約97.1%となる見込みが示されており、今後は社会情勢の変化や将来の改築・更新事業に対応し、持続可能で自立的な下水道経営を目指すため、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料水準について検証を行ってまいります。

7-3 投資以外の経費

(1) 職員給与費

下水道事業に係る経費については、社会環境の変化や技術の進展などにも影響されることから、適宜、情報収集に努めながら費用削減を推進します。

(2) その他の経費

下水道事業に係る経費については、社会環境の変化や技術の進展など、適宜、費用削減を推進します。

第8章 進行管理

8-1 進捗管理と事後検証

PDCA サイクルに基づき、数値目標の達成状況を管理することで施策を評価し、継続的な経営改善に取り組みます。また、計画期間を前期（令和3年度から令和7年度）、後期（令和8年度から令和12年度）に区分することとし、各期末に検証・見直しを行います。

第9章 用語説明

下水道事業の経営戦略に係わる用語の説明は、以下のとおりです。

営業外収益（えいぎょうがいしゅうえき）
預貯金、貸付金から生じる受取利息、有価証券の配当、損失補てん的な意味をもつ補助金等で、主たる営業活動以外の原因から生じる収益。
営業収益（えいぎょうしゅうえき）
主たる営業活動から生じる収益。
元金償還金（がんきんしょうかんきん）
地方債等の借入金に係る返済金のうち元金分。
企業債（きぎょうさい）
地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。地方公営企業法の適用事業において用いられる用語で、非適用事業の場合には地方債が用いられる。
繰入金（くりいれきん）
一般会計から特別会計に対して支出される経費。一般会計の視点では「繰出金（くりだしきん）」という。
繰出基準（くりだしきじゅん）
一般会計が負担すべき経費の算定基準であり、その基本的な考え方は「地方公営企業繰出金について」（昭和49年2月22日付自治企一第27号自治省財政局長通知）によって示された。公費と私費の経費負担区分における公費負担経費の基準を表したものである。繰出基準は毎年度国から通知が出されるので、運用に当たっては常に最新版を参照するよう留意する必要がある。
経費回収率（けいひかいしゅうりつ）
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味する。
下水道管理運営費（げすいどうかんりうんえいひ）
下水道事業に係る資本費及び維持管理費を合わせたものを下水道管理運営費という。下水道管理運営費は雨水処理に係るものと汚水処理に係るものとに大別され、このうち汚水処理に係るものが使用料の対象経費となる。
減価償却（げんかしょうきやく）
使用や時の経過とともに生じる資産の価値減少を費用として計上する方法。資産を取得して使用するために支出した金額を、使用する各年度にわたって、一定の方法で費用として配分する会計処理。一般的な減価償却方法には、定額法と定率法がある。

減価償却費（げんかしょうきやくひ）
使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、当該固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年度の費用として配分する手続きを減価償却といい、減価償却によって各事業年度に配分される費用を減価償却費という。経常的減価を考えられない土地や立木等は減価償却の対象資産とならない。減価償却費の計算方法には定額法と定率法があるが、下水道事業においては主に定額法が用いられている。地方公営企業法の適用事業に関連する用語。
公営企業（こうえいきぎょう）
地方公共団体が経営する企業のこと。公共下水道事業、水道事業、病院事業等がある。
公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）
特別会計のうち、地方公営企業法の適用を受ける会計。
国庫補助金（こっこほじょきん）
自治体を実施する特定の事業に対し、国が奨励支援することを目的とした補助金。
固定資産（こていしさん）
1年以上にわたって所有または使用する資産。有形固定資産、無形固定資産、投資、その他資産に分類される。
財務指標（ざいむしひょう）
経営成績や財政状態を財務諸表の数字から数値化したもの。安全性、収益性、成長性、効率性、生産性等に分類され、財務分析時に利用される。
資産（しさん）
一会計年度を越えて用いられる経営資源。貨幣を尺度とする評価が可能で、かつ将来収益をもたらすことが期待される経済的価値。簿記における勘定科目の区分の一つ。
指定管理者制度（していかんりしゃせいど）
地方自治法に基づき、下水道施設の運転管理、保守点検、補修、清掃、あるいは使用料の徴収管理等の事実行為を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（＝指定管理者）に行わせることができる制度であり、同制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている。なお、使用料の強制徴収、悪質下水の排除規制等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので留意する必要がある。
資本的支出（しほんてきししゅつ）
効果が次期以降におよび将来の収益に対応する支出。費用とは関係のない支出で現金支出を必要とするもの。建設改良費、企業償還金（元金）等。
資本的収支（しほんてきしゅうし）
営業活動以外における資本の増減。
資本的収入（しほんてきしゅうにゅう）
資本的支出の財源となる収入。収益に関係のない収入で現金を予定されるもの。企業債、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等。

資本費（しほんひ）
<p>①減価償却費（地方債元利償還費）等</p> <p>地方公営企業法（昭和 27 年 8 月 1 日、法律第 292 号）を適用する下水道事業にあっては、減価償却費、企業債等支払利息（一時借入金利息を除く。）及び企業債取扱諸費、資産減耗費（固定資産除却費に限る。）、固定資産売却損、繰延勘定償却（退職給与金償却は除く。）並びに用地費に係る元金償還金等とし、いわゆる官庁会計方式により経理を行う下水道事業にあっては地方債元利償還費及び地方債取扱諸費。</p> <p>②資産維持費</p> <p>資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期計画に基づいて算定したものをいう。</p>
収益的支出（しゅうえきてきししゅつ）
<p>収益的収入に対応する費用。維持管理費、支払利息、減価償却費等。</p>
収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）
<p>営業に関わる活動の損益取引</p>
収益的収入（しゅうえきてきしゅうにゅう）
<p>1 事業年度の営業活動に伴う収益。使用料、一般会計繰入金等。</p>
ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）
<p>下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する仕組み。</p> <p>アセットマネジメントのためには、まずは膨大な施設（ストック）が現在どのような状態にあり、今後どのように変化し、どの時点でどのような管理を実施すべきか等について予め把握・検討しておくことが必要であるとの考えから定義された用語。</p> <p>施設管理を中心とするため、資産管理や資金調達等の会計手法は対象外となる点がアセットマネジメントとの違いである。新規整備・維持管理・改築を一体的に捉えて、事業の平準化とライフサイクルコスト（LCC）の最小化を実現することを目標とする。</p>
耐用年数（たいようねんすう）
<p>償却資産の見積もり使用可能年数。</p>
地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）
<p>地方公共団体が経営する企業のこと。水道事業、下水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業（独立採算を原則とする事業）がこれに属する。</p>
地方公営企業法（ちほうこうえいきぎょうほう）
<p>組織・財務・経営の根本基準等を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律。</p>

地方債（ちほうさい）
<p>地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、地方債を起こすことを「起債」という。</p> <p>地方公共団体の歳出は、地方債以外の財源をもって賅うことが原則とされており、地方債の発行に際しては、自治大臣又は都道府県知事の許可が必要となっている。</p>
長期前受金（ちょうきまえうけきん）
償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等のこと。
長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）
償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化する。この収益化された部分を長期前受金戻入と呼ぶ。
特別利益（とくべつりえき）
当該年度の経常利益に計上することが不相当である収益。固定資産売却益など。
費用（ひよう）
収益を生み出すために費やされた資本の減少を貨幣額によって表したものの。
包括的民間委託（ほうかつてきみんかんいたく）
下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かして効率的に下水処理等の維持管理を行う新たな維持管理方式であり、①性能発注方式であること、②複数年契約であることが基本的要素である。主要な維持管理業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティの調達、あるいは補修などの業務を含める事が一般的である。
法適用（ほうてきよう）
地方公営企業法を適用すること。適用が義務付けられている事業を法適用事業といい、水道事業、鉄道事業、ガス事業等が該当する。下水道事業は適用が任意であり、地方公営企業法を適用する場合は、適用範囲によって全部適用と一部適用のいずれかとなる。

東久留米市下水道事業経営戦略-2021-

令和3年2月

発行／東久留米市

編集／東久留米市都市建設部施設建設課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777（代表）

FAX／042-470-7809

E-mail／shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp